

国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における  
談合等に係る違約金条項の導入状況等についての報告書  
(要旨)

平成20年7月

会計検査院

## 検査の背景等

### 1 検査の背景

近年、国の機関等が発注する工事や物品の購入、役務の提供等において、談合等が数多く発生している。

この談合等に関し、政府は、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針を定めており、これに基づき、国の機関等は、談合があった場合における請負者の賠償金支払義務を請負契約締結時に違約金条項として併せて特約すること等により、損害額の賠償の請求に努めるものとしてされている。

また、談合等が発生した契約は、工事だけでなく物品、役務等の幅広い分野にわたっており、発注者である国の機関等においては上記の公共工事と同様に、談合等により生じた損害の回復に努める必要がある(表1及び表2(6ページ)参照)。

一方、平成17年4月に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)が改正されたことにより、課徴金減免制度の導入、審判手続等の見直しなどが行われている。

### 2 検査の観点及び着眼点

合規性、経済性、効率性等の観点から、主として、①違約金条項の導入状況はどのようになっているか、また、違約金条項の規定内容は、その趣旨に照らして妥当なものとなっているか、②談合等の事実が確定した契約について、違約金等を確実に請求するなど、損害の回復に向けた取組は適切に行われているかに着眼して検査を行った。

### 3 検査の対象

国の機関39府省庁等及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人207法人を対象として検査した。

39府省庁等
内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣本府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、金融庁、総務本省、公害等調整委員会、消防庁、法務本省、公安調査庁、外務省、財務本省、国税庁、文部科学本省、文化庁、厚生労働本省、中央労働委員会、社会保険庁、農林水産本省、林野庁、水産庁、経済産業本省、資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁、国土交通本省、気象庁、海上保安庁、海難審判庁、環境省、防衛省、衆議院、参議院、国立国会図書館、裁判所、会計検査院
207法人
<b>政府関係機関</b> (7) 国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、日本政策投資銀行、国際協力銀行
<b>株式会社等</b> (16) 日本私立学校振興・共済事業団、日本銀行、日本中央競馬会、商工組合中央金庫、関西国際空港株式会社、日本たばこ産業株式会社、預金保険機構、東京地下鉄株式会社、日本環境安全事業株式会社、成田国際空港株式会社、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、日本郵政株式会社、日本司法支援センター
<b>独立行政法人</b> (94) 国立公文書館、情報通信研究機構、酒類総合研究所、国立特別支援教育総合研究所、大学入試センター、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、国立科学博物館、物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、放射線医学総合研究所、国立美術館、国立文化財機構、労働安全衛生総合研究所、農林水産消費安全技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、水産大学校、農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センター、森林総合研究所、水産総合研究センター、日本貿易保険、産業技術総合研究所、製品評価技術基盤機構、土木研究所、建築研究所、交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所、航海訓練所、海技教育機構、航空大学校、国立環境研究所、教員研修センター、駐留軍等労働者労務管理機構、自動車検査、造幣局、国立印刷局、国民生活センター、通関情報処理センター、日本万国博覧会記念機構、農畜産業振興機構、農林漁業信用基金、緑資源機構、北方領土問題対策協会、平和祈念事業特別基金、国際協力機構、国際交流基金、新エネルギー・産業技術総合開発機構、科学技術振興機構、日本学術振興会、理化学研究所、宇宙航空研究開発機構、日本スポーツ振興センター、日本芸術文化振興会、高齢・障害者雇用支援機構、福祉医療機構、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、労働政策研究・研修機構、日本貿易振興機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、国際観光振興機構、水資源機構、自動車事故対策機構、空港周辺整備機構、海上災害防止センター、情報処理推進機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、雇用・能力開発機構、労働者健康福祉機構、国立病院機構、医薬品医療機器総合機構、環境再生保全機構、日本学生支援機構、海洋研究開発機構、国立高等専門学校機構、大学評価・学位授与機構、国立大学財務・経営センター、メディア教育開発センター、中小企業基盤整備機構、都市再生機構、奄美群島振興開発基金、国立国語研究所、医薬基盤研究所、日本高速道路保有・債務返済機構、日本原子力研究開発機構、年金・健康保険福祉施設整理機構、年金積立金管理運用、住宅金融支援機構、郵便貯金・簡易生命保険管理機構
<b>国立大学法人</b> (86) 北海道大学、北海道教育大学、室蘭工業大学、小樽商科大学、帯広畜産大学、旭川医科大学、北見工業大学、弘前大学、岩手大学、東北大学、宮城教育大学、秋田大学、山形大学、福島大学、茨城大学、筑波大学、宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学、千葉大学、東京大学、東京医科歯科大学、東京外国語大学、東京学芸大学、東京農工大学、東京芸術大学、東京工業大学、東京海洋大学、お茶の水女子大学、電気通信大学、一橋大学、横浜国立大学、新潟大学、長岡技術科学大学、上越教育大学、金沢大学、福井大学、山梨大学、信州大学、岐阜大学、静岡大学、浜松医科大学、名古屋大学、愛知教育大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学、三重大学、滋賀大学、滋賀医科大学、京都大学、京都教育大学、京都工芸繊維大学、大阪大学、大阪教育大学、兵庫教育大学、神戸大学、奈良教育大学、奈良女子大学、和歌山大学、鳥取大学、島根大学、岡山大学、広島大学、山口大学、徳島大学、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学、高知大学、福岡教育大学、九州大学、九州工業大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学、鹿児島体育大学、琉球大学、総合研究大学院大学、政策研究大学院大学、北陸先端科学技術大学院大学、奈良先端科学技術大学院大学、筑波技術大学、富山大学
<b>大学共同利用機関法人</b> (4) 人間文化研究機構、自然科学研究機構、高エネルギー加速器研究機構、情報・システム研究機構

注(1) 各法人の名称中「独立行政法人」、「国立大学法人」及び「大学共同利用機関法人」は記載を省略した。以下同じ。

注(2) 緑資源機構は平成20年4月1日に解散し、森林総合研究所及び国際農林水産業研究センターに事業の一部を承継している。

## 検査の状況

### 1 違約金条項の導入等の状況

- 工事、設計等、物品等、役務のすべての契約種類について違約金条項を導入していないのは、府省庁等の内部部局で10省庁等、法人で28法人となっている。また、一部の契約種類について違約金条項を導入していないのは、府省庁等の内部部局で19府省庁等、法人で70法人となっている（図1（7ページ）参照）。
- 内部規程等の定めによらず違約金条項を導入している検査対象機関において、組織内で違約金条項の導入等の状況が区々となっていて統一的な事務処理が行われていないものがある。また、随意契約のうち、見積合わせにより契約相手方を決定する方式としているものなどについて、契約書に違約金条項を付していないものがある。
- 違約金条項の内容をみると、違約金の請求条件が17年4月の独占禁止法改正に対応したものとなっていないことなどにより、課徴金の納付命令が行われない場合などには、基本的には違約金の支払を受けられないことになるものがある。また、単価契約の場合に、違約金の算定対象額を契約未履行部分の金額としていて、契約履行後に談合等が発覚した場合に、違約金条項に基づく違約金の請求が困難となるものがある。さらに、損害額が違約金請求額を超える場合の取扱いを契約書に明示していないものがある。

### 2 違約金等の請求状況等

- 検査対象機関において談合事件が発生していた事実を把握しておらず、談合等により生じた損害が回復されていないものが4機関において5事件ある。
- 契約の履行が完了している談合対象契約のうち、違約金条項が付されているものについては、速やかに違約金の請求を行い、請求金額の91.2%が収納されている（図3（8ページ）参照）。一方、違約金条項が付されていない契約については、損害額の合理的な算定方法の検討などに相当な期間を要し、損害金の請求に至っていないものや、契約相手方が支払に応じなかったことから訴訟を提起したが、判決の確定に至るまで長期間を要しているものなどがある。このため、違約金等が収納されている契約のみをとってみても、違約金条項が付されているものでは、収納されるまでの期間は談合等の事実が確定した日から起算して平均134.5日となっているのに比

べ、付されていないものでは、平均656.9日となっていて、損害の回復に時間を要している状況である（図4（8ページ）参照）。また、3機関においては違約金条項を導入しているにもかかわらず、談合対象契約とされたものの中には違約金条項が付されていないものがある。

- 違約金条項が付されている談合対象契約について、契約相手方が課徴金減免制度の適用を受けたため、違約金条項を適用するための請求条件に該当しないこととなり、違約金を請求していないものが2機関あるが、当該機関においては、その後も違約金条項の見直しには至っておらず、同様な事態が発生した場合には違約金を請求できないとしている。

これについて、当該機関は、20年7月に違約金条項の見直しを行い、課徴金の納付を免除された契約相手方に対しても違約金を請求することができるよう改善の処置を講じた。〔別途報告の「国土交通省において、談合等に係る違約金条項について、課徴金減免制度の適用を受けて課徴金の納付を免除された事業者に対しても違約金を請求することができるよう改善させたもの」及び「独立行政法人水資源機構において、談合等に係る違約金条項について、課徴金減免制度の適用を受けて課徴金の納付を免除された事業者に対しても違約金を請求することができるよう改善させたもの」参照〕

## 所見

以上の結果を踏まえ、検査対象機関においては、次のような措置を執ることが必要である。

- 全部又は一部の契約種類について違約金条項を導入していない機関においては、適切に違約金条項の導入を行う。
- 違約金条項の導入は内部規程等に基づいて行い、違約金条項を契約に付することを徹底する。また、随意契約であっても、必要な場合は適切に違約金条項を付する。
- 違約金条項に規定する内容については、単価契約の場合における違約金の算定対象額を適切に定めたり、損害額が違約金請求額を超える場合の取扱いを適切に定めたりするほか、請求条件として排除措置命令の確定等に係る事項を追加するなど、談合等の発生に対応して的確に違約金条項を適用し、損害の回復を行うことができるものにする。

る。

- 談合事件が発生していた事実を適時適切に把握する。その際には、契約相手方から書類の提供を受けたり、他の発注機関などから情報の提供を受けたりなどして的確に情報を収集する。また、談合事件が発生したことを把握していなかったため、談合等により生じた損害が回復されていない契約については、早急に談合等により生じた損害額の調査を行い、損害の回復に努める。
- 違約金条項が付されていない契約などで、談合等により生じた損害の回復がなされていない契約については、損害賠償請求権に係る時効が3年であることなども念頭に置きつつ、早期の損害回復に努める。また、当該契約が補助金等を原資として法人が自ら実施した事業に係るものである場合には、当該損害金に係る国庫補助金相当額の返還手続を適切に行う。

会計検査院としては、今後とも違約金条項の導入及び見直しの状況並びに談合等により生じた損害の回復状況等について引き続き注視していくこととする。

<参考図表>

表1 検査対象機関の締結した契約に関して発生した談合等の契約種類（平成14年4月～19年11月）

件名	契約種類			
	①工事	②設計等	③物品等	④役務
1 防衛庁発注の石油製品			○	
2 官公庁等発注の航空写真測量業務		○		
3 国公立病院等発注の寝具類賃貸・洗濯業務			○	○
4 国土交通省等発注の自動車検査用機械器具			○	
5 官公庁等発注の調査測量設計業務		○		
6 国公立病院等発注の医療用液化酸素			○	○
7 日本道路公団発注の道路保全土木工事	○			
8 国公立病院等発注の臨床検体検査業務				○
9 官公庁等発注の建築物清掃業務等				○
10 官公庁等発注の建設資材価格調査業務		○	○	○
11 岐阜大学発注の電気工事	○			
12 防衛庁発注の航空機用タイヤ等			○	
13 国土交通省等発注の情報表示設備工事	○			
14 国土交通省等発注の鋼橋上部工事	○			
15 国土交通省等発注の水門設備工事	○			
16 防衛施設庁発注の土木・建築工事	○			
17 緑資源機構発注の林道調査測量設計業務		○		
18 都市基盤整備公団発注の造園工事	○			
19 新東京国際空港公団発注の受変電設備工事	○			
20 国土交通省発注の道路台帳作成業務等		○		
21 国立病院機構設置病院発注の医療機器等			○	
22 東京大学発注の空調設備保全業務				○
23 農林水産省発注の用水路工事	○			
合計	9	5	7	6

表2 契約種類別の談合対象契約

(単位：件、千円)

契約種類	契約件数 (割合)	支払金額	違約金の請求状況等		訴訟によらない損害金の請求状況等		訴訟提起による損害金の請求状況等	
			請求金額	収納金額	請求金額	収納金額	請求金額	収納金額
工事	886 (9.2%)	413,123,872	23,128,003	21,183,585	1,184,710	164,332	—	—
設計等	378 (3.9%)	3,651,996	123,032	38,439	16,951	16,951	—	—
物品等	7,755 (80.5%)	152,213,395	—	—	688,351	213,945	8,994,996	—
役務	608 (6.3%)	5,908,177	—	—	287,292	287,292	—	—
合計	9,627 (100%)	574,897,441	23,251,036	21,222,024	2,177,306	682,521	8,994,996	—

注(1) 課徴金減免制度の適用を受けた旨を公正取引委員会により公表された契約相手方に係るものを含む。

注(2) 「契約件数」欄のうち「割合」は、小数点第2位以下を切り捨てているため、各項目を合計しても100にならない。また、金額は、千円未満を切り捨てているため、各項目の数値を合計しても「合計」欄の数値と一致しない場合がある。

図1 違約金条項の導入状況（府省庁等及び法人）

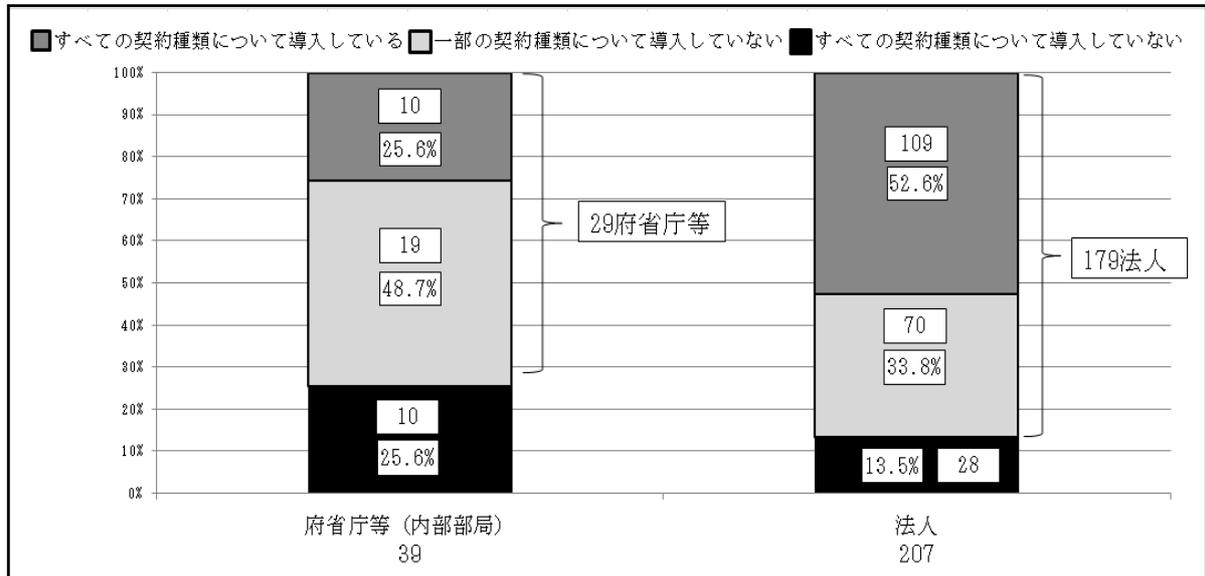


図2 違約金の請求に至るまでの流れ（概念図）

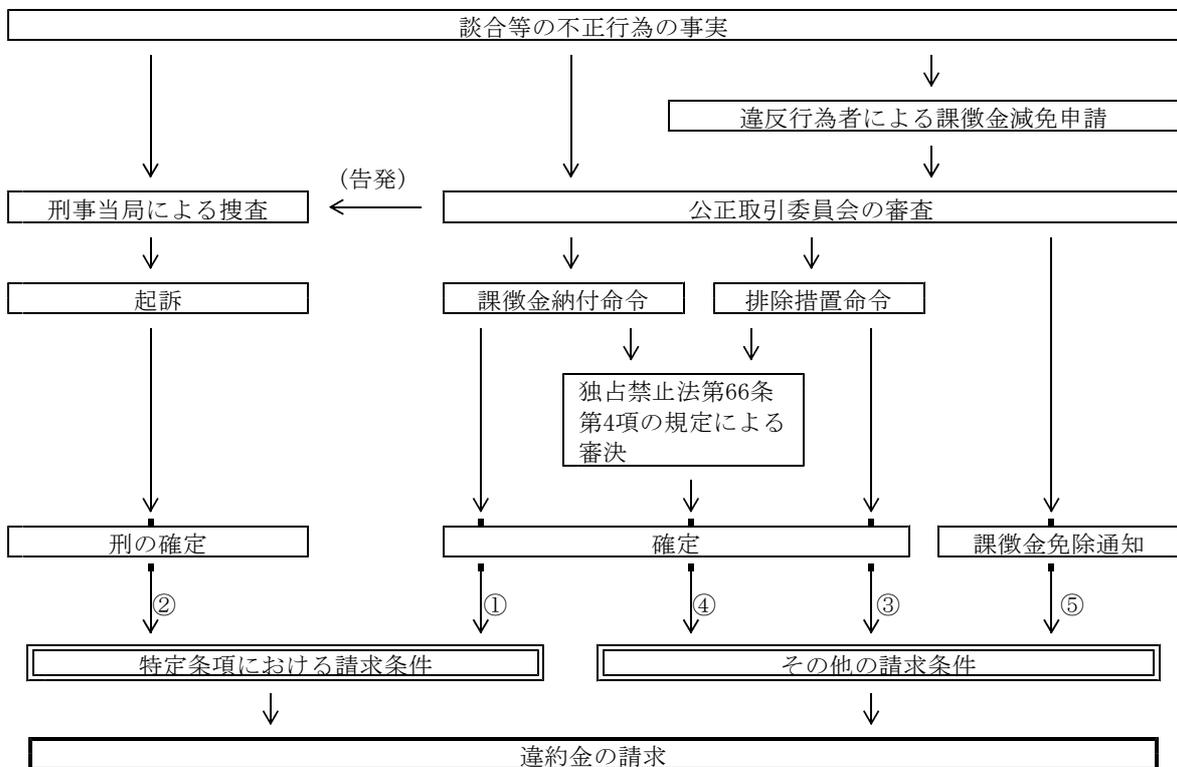


図3 談合等により生じた損害の回復状況

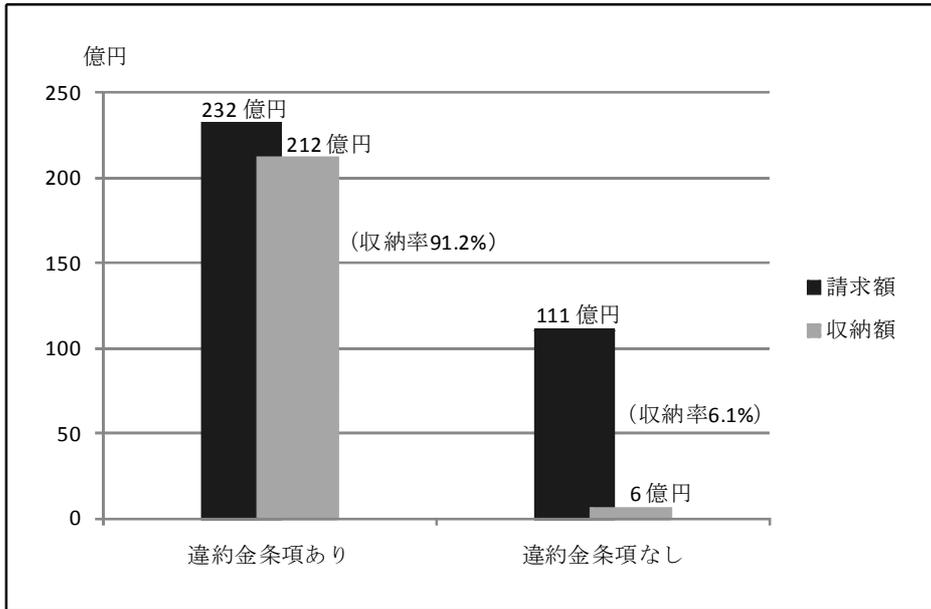


図4 違約金等の請求及び収納に要した平均期間の状況

